

SDGs 自治体施策支援事業募集要領

1. 趣旨

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）¹は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標である。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされ、我が国においては「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」²（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）（令和元年12月20日一部改定）³において、SDGsの実施に率先して取り組んでいく方針が決定されている。

地方創生に向けたSDGsの推進は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」⁴（令和4年12月23日閣議決定）において、地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりとして横断的な目標に位置づけられ、「SDGsアクションプラン2023」⁵（令和5年3月17日SDGs推進本部決定）において重点事項として位置付けられている。

また、その推進については、自治体SDGs推進のための有識者検討会により、「『地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方』コンセプト取りまとめ」⁶（平成29年11月29日）（以下「コンセプト」という。）として整理されている。

今般の募集は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、「SDGsアクションプラン2023」及びコンセプトを踏まえ、人材や専門性が限られている小規模な自治体などに、地方創生の経験や知見のある人材活用を支援することにより、小規模な自治体に共通する喫緊かつ深刻な地域課題に対する先進的・試行的な解決策を講じ、その計画から結果まで公表することにより、SDGsの理念に沿った地域活性化や持続可能なまちづくりを促進するためのものである。

¹ 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（外務省仮訳）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>

² 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000252818.pdf>

³ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2019.pdf

⁴ デジタル田園都市国家構想総合戦略
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20221223_honbun.pdf

⁵ SDGsアクションプラン2023
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2023.pdf

⁶ 「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/dai1/sankou1.pdf>

2. SDGs自治体施策支援事業の対象の選定と提案の具体化

選定にあたっては、自治体SDGs推進評価・調査検討会による「SDGs自治体施策支援事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」を踏まえた評価を行い、内閣府はその助言を受ける。

内閣府は、提案数及び提案に対する評価等を考慮し、数事業を選定する。

国は、SDGs自治体施策支援事業の円滑な実施に向けて、自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースも活用しながら、選定団体への各省庁の支援施策活用等の助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

加えて、SDGs自治体施策支援事業に選定された事業について、「地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）」（以下「自治体SDGs補助金」という。）による資金的支援を行う。

3. SDGs自治体施策支援事業の対象に求められる内容（提案内容）

提案に当たっては、以下の内容を記載すること。

SDGs自治体施策支援事業

- (1) 地域概要
- (2) 課題
- (3) 事業経費
- (4-1) 指定する専門家の情報
- (4-2) 専門家への承諾有無
- (4-3) 当該専門家の経歴及び実績 ※自ら専門家を指定する場合

※各項目の評価基準及び記載内容の詳細については、「SDGs自治体施策支援事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」、「SDGs自治体施策支援事業提案書（提案様式1）」のとおりとする。

4. 提案者

都道府県、市区町村

※1つの都道府県、市区町村が複数の提案の提案者となることはできない。

5. 提案・提出書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

- ① SDGs自治体施策支援事業提案書（提案様式1）

※参考資料については提出不可とする。なお、提案内容と関連性のある情報について、記載箇所への注記として、提案書内へ公表されているホームページ URL の記載等をするを妨げるものではないが、必要最小限とする。

※評価は、基本的に提出された提案様式 1 に記載された内容に基づき行う。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

※提案にあたり、内閣府が設置する専門家リストから派遣を希望する専門家を 1 名指名し提案書類へ記載すること。なお、提案書類の提出前に必ず指名する専門家から事業に選定された際には引き受けていただく旨の承諾を得ること。

6. 留意事項

(1) SDGs 自治体施策支援事業の提案について

- ・提案に当たっては、「デジタル田園都市総合戦略」、「SDGs アクションプラン 2023」及びコンセプトを十分に踏まえたものとする。
- ・提案内容に係る事務局への相談については、透明性等の確保の観点から提案書類が提出された以降は受け付けない。
- ・提案にあたり、自治体 SDGs 推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。応募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。
- ・選定された都市は、当該年度終了以降も実施状況について報告等をいただく予定です。

(2) 地方創生支援事業費補助金について

- ・「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」を含めて、他の国庫補助金等（他省庁分を含む）を併用する予定となる対象経費がある場合は、重複申請とならないように、補助対象事業の区分を明確にして記載すること。
- ・SDGs の推進については、地方公共団体が主体的に計画の策定等に取り組むべきであり、知見等の蓄積の観点から、事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする。

7. 提案書類の提出方法、募集期間

(提案方法)

- ・電子メールにて提案書類（提案様式1）を提出すること
- ・メール件名は「【提案】（6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（提案者名）SDGs自治体施策支援事業提案書類」とすること。
（例：【提案】000000_240129_〇〇県〇〇市_SDGs自治体施策支援提案書類）
- ・提案書類（提案様式1）は以下のタイトルとすること。
（例：000000_240129_〇〇県〇〇市）
- ・提案書類は元データファイル及びPDFファイルとして提出すること。

(提案にあたっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡は行わない。到着状況については必ず事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

2024年1月29日（月）～ 2024年2月29日（木）12:00

(募集締切)

2024年2月29日（木）12:00 必着

- ・締切後の提案は認めない
- ・電子メール到着を提案と見なす。

(提案先)

内閣府地方創生推進室 SDGs・環境・モデルケース担当

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

8. 提案後の流れ

提案後は以下の流れを予定。※変更の可能性あり

1	2024年3月	自治体SDGs推進評価・調査検討会による評価
2	2024年4月～5月	SDGs自治体施策支援補助金 交付申請
3	2024年6月下旬頃	SDGs自治体施策支援補助金 交付決定

9. 問い合わせ先

制度の概要、提案内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進室

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話：03-5510-2199

担当：栗原、伊佐治、小林、熊谷